

小田原市新型コロナウイルス感染症対策実施方針

令和2年4月28日決定

令和2年5月27日改定

令和3年2月4日改定

小田原市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して市民の命と暮らしを守るため、全庁的な体制をもって次のとおり取り組むこととする。

【基本方針】

- (1) 新型コロナウイルス感染症による健康被害の拡大と医療提供体制のひっ迫を防ぐため、国や県の取組と協調して、感染のまん延防止を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活や社会経済活動に及ぼす悪影響に対処して、市民や事業者等が早期に従前の日常を取り戻せるようにするため、必要な支援策を講じる。

【取組の4つの柱】

(1) 生活を守る

市民生活の安定を図るため、市税等の支払いを含め市民の様々な生活上の相談に柔軟に対応するとともに、各種の給付金等の給付を実施する。

(2) 事業者を守る

事業の継続や雇用の維持等に取り組む市内事業者を支援するため、国や県の支援制度も活用して各種の経済対策を実施する。

(3) 教育を守る

児童生徒への教育を着実にを行うため、学校における感染症対策を徹底するとともに、ICT機器の活用などにより学びを保障していく。

(4) 地域医療を守る

医療提供体制のひっ迫を防ぐため、感染の拡大を抑え、市民の健康を守る衛生対策に取り組むとともに、国、県及び医療関係者と連携して、医療提供、検査、さらにワクチン接種に関する体制の整備を進める。